

## 藤沢市教育委員会 11 月定例会会議録

日 時 2017 年（平成 29 年）11 月 22 日（水）  
午後 3 時 30 分  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第 23 号 市議会定例会提出議案（藤沢市事故措置条例の一部改正）に同意することについて
  - (2) 議案第 24 号 市議会定例会提出議案（藤沢市学校教育相談センター条例の一部改正）に同意することについて
  - (3) 議案第 25 号 藤沢市学校教育相談センター規則の一部改正について
  - (4) 議案第 26 号 市議会定例会提出議案（指定管理者の指定）に同意することについて
- 5 その他
  - (1) 「携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査」について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 平 岩 多恵子  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 中 林 奈美子  
4 番 大 津 邦 彦  
5 番 飯 島 広 美

出席事務局職員

教育部長	村 上 孝 行	教育次長	小 林 誠 二
教育部参事	神 原 勇 人	教育部参事	小 池 規 子
教育部参事	松 原 保	学校施設課長	山 口 秀 俊
学校給食課長	板 垣 朋 彦	教育総務課主幹	佐 藤 繁
教育指導課主幹	窪 島 義 浩	教育総務課課長 補佐	鳥 羽 昭 好
教育指導課課長 補佐	浅 野 智 一	教育指導課学校 教育相談センター長	加 藤 悟 美
教育総務課指導 主事	鹿 児 嶋 英 克	学務保健課指導 主事	市 川 明 美
書 記	西 山 勝 弘		

平岩教育長 ただいまから藤沢市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3 番・中林委員、4 番・大津委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、3 番・中林委員、4 番・大津委員にお願いすることといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 議事に入ります前に、議案第 23 号市議会定例会提出議案（藤沢市学校事故措置条例の一部改正）に同意することについて、議案第 24 号市議会定例会提出議案（藤沢市学校教育相談センター条例の一部改正）に同意することについて、議案第 26 号市議会定例会提出議案（指定管理者の指定）に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、また、議案第 25 号藤沢市学校教育相談センター規則の一部改正については、議案第 24 号に付随する規則改正の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 ご異議がないようですので、議案第 23 号、24 号、25 号、26 号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、その他に入ります。

(1) 「携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査」について、事務局の説明を求めます。

神原教育部参事 それでは、「携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査」について、ご説明いたします。(議案書参照)

教育委員会では毎年、「携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況に関するアンケート」を実施しておりまして、その結果がまと

まりましたので、ご報告いたします。

1 調査の趣旨としては、児童生徒を取り巻く情報環境における課題や変化を見出し、今後の情報モラル教育等の検討材料とするものです。

2 調査方法については、対象を小学校6年生、中学校3年生及び学校としています。実施時期は7月で、調査項目は平成27年度に行われた県の調査と同一内容といたしまして、県内の調査結果との比較ができるようにしております。

3 調査対象については、学校アンケートは、校長、教頭または情報教育担当教諭に回答をお願いし、児童生徒アンケートについては、各学校対象学年の1クラスを抽出して実施しております。

4 結果及び考察の概要では、(1)「学校アンケートの結果について」では、携帯電話等でのトラブルについては、小学校で約半数、中学校では全校において発生している状況です。これについては問題の把握が重要になってまいりますことから、小学校においては児童本人からが半数、保護者からが4割弱となっております。一方、中学校においては、昨年度、本人からの申し出が約47%と、一時低い数値となりましたが、今年度は7割と数値を戻しております。この種の問題を教職員が直接把握するのは難しく、児童生徒や保護者が学校に相談しやすい環境づくりが今後も大切であると考えられます。

(2)「児童生徒アンケートの結果について」は、自分専用の携帯電話の所有率は、小6の所有率が年々伸びておりまして、今年度はほぼ7割に達しました。中3はここ3年間84%前後と高止まりの状況です。使用の目的は、小6は電話とメール・SNSが半々の状況ですが、中3では主にメールやSNSに使用されている状況です。

心配な点としては、携帯電話を使用している時間の長時間化が小・中ともに見受けられるところです。1日に携帯電話でメール・SNS・サイト閲覧・ゲームをする時間について調査をしておりますが、小6では3時間以上使用する児童が16.6%で、昨年度より倍増しております。中3では3時間以上使用する生徒が30.3%で、昨年度より5割増しであります。長時間化が進行している傾向が読み取れます。深夜時間帯での使用の増加も見られ、学習面、健康面での影響が心配されます。

今年度の調査においては、小学6年生の所有率が概ね7割に達した上に、携帯電話の種類もこれまでの子ども向け携帯電話からスマートフォンが主流に変わってまいりました。中学校で顕著であったSNSのトラブルが小学校においても増えていくことが心配されます。

また、家庭内でのルールについて、利用時間や場所等のルールを定めて

いない家庭が5～7割あり、この数値は昨年度と大きな変化がない状況です。また、フィルタリングの設定も4割程度にとどまっております。情報モラル教育に対する具体的な行動の啓発に取り組んでいく必要があると考えられます。

なお、詳しい調査結果、データ等につきましては、次ページ以降の調査結果をご覧くださいと思います。説明は以上です。

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

中林委員

大変問題が大きいかと思います。まず、持たせている親の問題が大前提にあるのですが、それを踏まえて質問させていただきたいことがあります。問1の小学校については、学校内への持ち込みは禁止及び原則禁止、一部容認となっています。これに対して問2が、学校内で見つけた場合の対応が、口頭注意はあるものの「特に指導していない」という数字が伸びていると思います。「原則禁止、一部容認」という際のルールについて、把握しているところがあれば教えていただきたい。それを保護者に対しても共有されているかということ、それから問2の「特に指導していない」というのが30%と、昨年に対して校数的にも伸びているので、この辺の状況を把握しているところがありましたら、教えてください。

鹿兒嶋教育総務課指導主事

学校アンケートの問1、問2についてのご質問ですが、小学校の場合、持ち込んでいる場合、それが保護者の意向による場合が多いという背景がありまして、中学校とは少々状況が異なるところがございます。場合によって、不適切な使用をしている場合でも、口頭で注意をすれば十分改善が見られる場合がありまして、このような対応を取っていることが多いと想定されます。「特に指導していない」というところについては、良くないなと思う一方、不適切な使用が見られない場合も、この質問項目に回答が含まれている部分がありますので、そこまで詳しい状況が読み取れていないところがございますけれども、そのようなケースも含まれております。一方、集団として不適切な使用が広がりを見せている場合とか、保護者に無断で持ち込んでいるような様子がありましたら、これは躊躇なく適切な対応を取る必要があると考えておりますので、必要に応じて学校への情報提供も進めていきたいと思っております。

中林委員

「特に指導していない」という中に、問題がないというのが含まれているということであれば、数字的なものは違うかなと思いました。口頭注意で済んでいるということであれば、それはそれでよいのかもしれないけれども、1回怒られて、口頭でいいのならまたやってもいいというふうにならないようにしていただきたい。子どもはどんどんエスカレートすると思

われます。どこまでが口頭注意で、どこからが取り上げるのかという線引きが難しいと思うので、親が持たせているという事情があると思うのですが、放課後でない時間に、必要のないところで使っていたら、きちんと周りの子どもたちにもわかるようなルール化を進めていただいた方が、持たせる親に対してもいいのではないかと思います。どちらにしても持たせている親の側の大きな問題だと思います。5割から7割が時間や場所のルールも決めていないし、フィルタリングの設定も半分もしていないというのは危険な状況が進んでいると思いますので、親への教育はなかなか難しいと思いますが、よりよい環境をつくっていただくために、情報提供なども積極的にやっていただきたいと思います。

平岩教育長           ご意見ということでよろしいですか。それでは、保護者指導についても今後ともよろしく願います。

小竹委員            問3の児童生徒対象の学習会等について、問4の教職員対象の学習会等について、問5の保護者対象の学習会等についてという形で、各学校でやっている様子が見受けられますけれども、この問3、問4、問5と対象者は違うわけですが、どのような方を講師にお迎えしているのか、学校の中で指導されているのか、説明をお願いします。

鹿児島教育総務課指導主事   さまざまな学習会の方法がありますが、教育委員会としては、年に1回ですが、専門の業者による授業支援というのを学校の要請に基づいて行っておりまして、情報モラル関係の啓発、授業支援、教材作成等を専門に行っている業者が訪問するを行っています。これを1日使って、児童生徒への授業支援のほかに、例えば授業支援を行った後の放課後に、保護者向けの研修会を同じ日に設定して行うなどの学校もございます。ほかに、これは学校独自の取り組みになりますので、集計まではできていないのですが、携帯電話等の会社の方で社会貢献として行っている授業支援を利用している学校もそれなりの数があることは認識しております。

飯島委員            インターネットの利用状況等ということで、問1の「原則禁止、一部容認」が、小学校で22校、中学校が9校ですけれども、学校によって若干の違いはあると思うのですが、どういう形で容認しているのかをお聞かせください。

鹿児島教育総務部指導主事   「一部容認」の容認の仕方について、現在、調査した内容は持ち合わせておりません。保護者の要望や意向により、というところがあることは認識しておりますが、調査としては持っておりません。

飯島委員            何かの機会に調査をして、教育委員会として把握をしていただければと思います。それから小学校校長会、中学校校長会の中で、こういう資料を

もとにして、話し合いをしていただけると、学校ごとの足並みがそろっていくのではないかと思いますので、教育委員会としてもご支援いただければありがたいと思います。

大津委員

中学校になってSNSの利用がかなり増えてきて、当然、いじめや事件等いろいろ発生する可能性が高まっていくという中で、問16の「SNS等で困ったときに最初に誰に相談しましたか」ということで、「家の人」と答えているのが、中学生では24%ぐらいになっていて、相談しないとか、わからないというのが多数を占めるような状況になっている。先生と答えているのが1%台というのは、ほとんどが相談がないと見受けられるけれども、先ほど、前段で環境を整えるのが大切だということでは思っているのですけれども、こういう状況を見ると、かなり力を入れていかないと、家庭機能の低下とか、親子関係が変わってきている中で、なかなか家庭では相談しづらかったり、わからないという状況がもし発生しているとすると、学校でどこまでやるかというのは1つあるけれども、1.3%という数字を見ると、ほとんど相談がしにくいという感じを受けてしまう。そういう意味で今後の環境整備について、これは意見ですが、かなり力を入れて生徒の問題が発生したときの相談先として受けざるようになるようにしていただけたらと思っています。

平岩教育長

事務局は大津委員の意見も踏まえての対応をお願いいたします。

小竹委員

問6「インターネットに対する研修資料について」ですが、先ほどの講師と重なる部分があるかもしれませんが、児童生徒、教職員、保護者の研修資料というものは、具体的にはどのようなものですか。

鹿兒嶋教育総務部指導主事

さまざまな資料がございますが、まず、児童生徒への資料については、非常にわかりやすいパンフレット資料で4コマ漫画のような形になっているのですが、このようなものを定期的に学校に送り、掲示や増し刷りをして朝の会とか道徳の時間で、授業の教材として使ってもらっております。後は、どちらかといいますと、資料というよりは常々技術的に変わってくるものがありますので、情報発信元のインターネットのホームページ等を随時紹介している形になります。財団法人インターネット協会であるとか、ネットモラルに関するNPOや企業団体のホームページに最新の情報が常に更新されておりますので、そちらを定期的に紹介して、授業の参考にするようにということは呼びかけております。それから研修会では実物のタブレット等を使って、SNSで仲間外れにされることを体験してみるとか、そのような研修会も行って、教員の対応能力の向上に努めるようにしております。

平岩教育長

他にご意見・ご質問はありますか。

特にないようですので、報告を終わりにしたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から本日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。

中林委員 10月31日に大和芸術文化ホールで開催されました「平成29年度神奈川県・市町村教育委員連合会研修会」に参加し、横浜国立大学名誉教授 高橋勝氏の「道徳の教科化について、教科化の背景と今後の展開」という講和を聞いてまいりましたので、ご報告いたします。

学習指導要領改訂の背景には、情報・経済のグローバル化の進展、情報通信技術などの進行、かつてないスピードでの少子高齢化の進行があること、答えが1つではない課題に、子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論するという道徳教育の転換に対し、教員がどのように指導していくのかという課題、そして変動の激しいグローバル社会、多文化共生社会をどう生きるのかという、これからの子どもたちが社会で直面するであろう課題が山積しているということなどのお話がありました。

また、従来の横並びで主要教科の成績が良いことが良いとされていた教育、終身雇用、年功序列、家族主義的だった社会から、1990年以降のグローバル化で変化の激しい激流の社会となり、強い個性が求められているようになってきて、自分の意見を持ち、異なる意見を持つ個性を認め、共生し、集団でなくても生きていける力、生き抜く力イコール自立が求められているということ、その結果、社会への恐怖から引きこもり人口が大変増えているという統計データなど、どれもとても納得のできる、そして大変考えさせられる講和でした。また、自立意識の育成と共生意識の育成は、常にワンセットで考えなければいけない、自立はするが、意見がバラバラではいけない、共生が必要だという講師の強い思いが大変印象的でした。教員の皆さんをはじめ、私たち、大人たちの道徳観も問われているなということをも道徳の話になると、いつも感じます。責任は大人にあるということをも常に意識して、さまざまなことに取り組み、考えていかなければならないという思いを持ちました。大変有意義な会に参加させていただきました。ありがとうございました。

平岩教育長 中林委員から研修会の報告がありましたけれども、この件についてご意見・ご質問はありますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。12月20日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1

会議室において開催ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の定例会は12月20日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時54分 閉会